あんしんを支え合って70年!!

全米販の火災共済

普通火災

風水雪特約・地震特約もおすすめ!



みんなの力で
お互いを支える

Rice J. 全米販

火災共済
［基本契約］



全米販火災共済の魅力は何ですか？おしえてください。

補償対象の事故
契約概要

火災

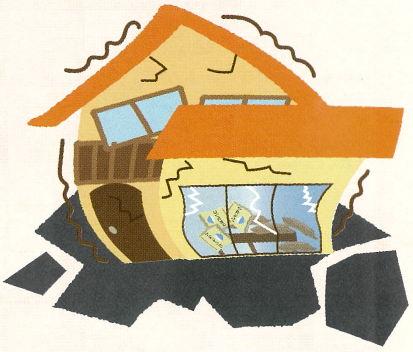

火災による損害、消火活動による水濡れ、破損や煙害（臭損、汚損）を含む。

風水雪ひょう害
風水雪特約もおすすめします！
詳しくはP6・7をご覧ください。



台風による強風や豪雨、河川の氾濫や洪水、大雪、ひょうによる損害

地震
地震特約もおすすめします！
詳しくはP8・9をご覧ください。



地震（噴火、津波を含む）による損害

落雷


落雷による損害

車両の飛込み


第三者の車両の飛込み、または建物の外部からの物体の落下等による損害

盗難


空巣、窃盗、強盗による建物、家財、商品の損害

破裂・爆発


ガス、火薬等の爆発による損害

航空機の墜落
航空機の墜落、または航空機からの物体の落下による損害



騒じょう


騒じょう、集団行為等による暴力行為、神輿の暴れ込み等による損害

店舗休業特約


火災等の事故により店舗が休業した間の営業損失（粗利益）を補償する特約です。

全米販の「火災共済」は、火災事故はもちろん自然災害まで幅広い補償内容が特長です。

●建物の築年数に関係なく、再取得価額でご契約いただけます。
●小さな掛金で大きな補償を受けることができます。
●健全な運営により、掛金の値上げを30年以上していません。

評価額に見合ったご契約をおすすめします

※例えば、評価額2,000万円の建物に火災による500万円の損害（一部損）があった場合

評価額に見合ったご契約をした場合

共済金額（2,000万円）＝評価額（2,000万円）

損害額 500万円 × 共済金額 2,000万円 / 評価額 2,000万円 ＝ 損害共済金 500万円（全額）

いざというときに、100%の補償を受けることができます。

評価額に見合っていないご契約をした場合

共済金額（1,000万円）＜評価額（2,000万円）

損害額 500万円 × 共済金額 1,000万円 / 評価額 2,000万円 ＝ 損害共済金 250万円（半額）

いざというときに、100%の補償を受けることができません。

共済金の支払い対象とならないもの

注意喚起情報

風水雪ひょう害……契約者・被共済者の管理上の不備（窓、扉の閉め忘れ、補修の怠り等）による損害および雪解けによる水濡れ（すが漏れ）、特に損害箇所が見当たらず台風等で吹き込んだ雨漏りの損害は、対象になりません。

落雷……変電所、電柱等のトランス等に落雷し、送電が停止したため、冷蔵・冷凍機能の中断による冷蔵・冷凍物の品質劣化および冷凍・冷蔵庫本体の機能故障は対象になりません。

盗難……車両の盗難、屋外にある家具什器備品および商品は、対象になりません。

車両の飛込み……共済契約者・被共済者が所有（リースを含む）または運転する車両は対象になりません。

破裂・爆発……水管（水道管・排水管等）の凍結による破裂は、対象になりません。

すべての補償対象の事故……自動車・フォークリフト・自転車・リヤカー等は、収容されている建物の所在地とは別の場所に置かれている場合は、対象になりません。

用語の説明

再取得価額……共済の対象を再取得（購入）に必要な額をいいます。

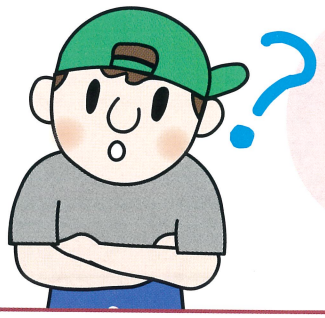
評価額……共済対象と同等（構造・質・用途・規模・能力等）のものを新たに建築、購入するために必要な金額をいい、全米販が定めた金額です。構造と建物の用途によって1㎡あたりの単価が決まっています。P10「建物の評価額」をご覧ください。

共済金額……契約した最高補償限度額をいいます。

共済契約者……全米販と共済契約を締結し、共済掛金を支払う方です。

被共済者……共済の補償を受けることができる方です。

火災共済
［基本契約］



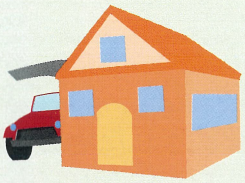
我が家はお店と住まいが
いっしょですが、
それでも契約できますか？

共済の対象（共済金額の限度額）契約概要

建物

建物の対象となる種類（用途）

住宅物件
専用住宅、
アパート 等



一般物件
店舗、店舗兼住宅、
事務所、工場 等



倉庫物件
専用倉庫



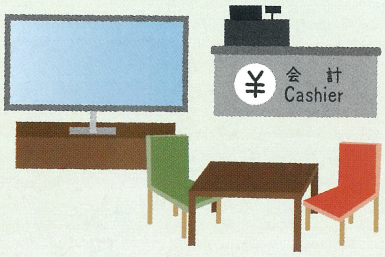
特殊物件
飲食店、宿泊施設、
火気及び動力を
使用する工場 等



限度額 **6,000**万円

家具什器備品

家具、家電、衣類、寝具類、
台所用品、店舗用品 等



限度額 **2,200**万円

商品

米、食料品、雑貨品、灯油、たばこ 等



限度額 **2**億円

機械設備

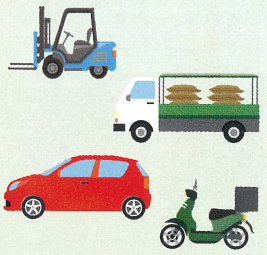
店舗、店舗兼住宅、
精米工場内の精米機
およびその関連機器 等



限度額 **1,000**万円

車両

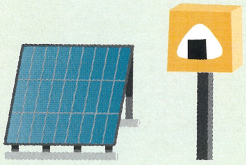
フォークリフト、自動車、
原動機付自転車 等



限度額 **200**万円

独立付属設備

電飾看板、サインポール、
灯油タンクの計量機、
建物に設置していない
ソーラーシステム 等



1設備につき

限度額 **2,500**万円

■構造名に該当する主な内容は次のとおりです

構造名	該当する内容
鉄筋コンクリート（RC）	主構造のすべてが鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造（土蔵造を含む）
鉄骨造（ALC）	柱のすべてが鉄骨造（裸鉄骨、耐火被覆鉄骨）
木造モルタル	柱が木骨で外壁がモルタル塗り、金属板、トタン、しっくい塗り、スレート、タイル、レンガ造、サイディング、石造、コンクリート、新建材等で「木造」以外の構造
木造	柱が木骨で外壁のすべてまたは一部が木板張または合成樹脂板（プラスチック）張

※建物の構造について
原則、構造を判定するための要素としては主構造（柱、はり等）、外壁により判定し、屋根は判定の要素としません。
※主構造（柱、はり等）または外壁が2つ以上の構造で構成されている場合は、耐火性能が劣る方の構造区分を適用します。

共済の対象に含まれるもの 契約概要

建物
建物内の畳、建具（障子・ふすま）。取り外しのできない戸棚、システムキッチン、洗面化粧台。電気・ガス・灯油の冷暖房設備。建物に付帯するテレビアンテナ（BS・CSを含む）、ソーラーパネル。敷地内の門、塀（生垣を除く）。延床面積が20㎡以下の物置、車庫（カーポートを含む）

共済の対象とならないもの 注意喚起情報

建物
空家、別荘など常時の管理ができないもの

家具什器備品
通貨、切手などの金銭上の価値があるもの。有価証券など証書自体が価値をもって取引されるもの。貴金属、宝石などの装飾品および書画、骨董、彫刻物などの美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物品

車両
契約した所在地以外にある車両

A 全米販の「火災共済」は、戸建てなどのマイホームはもちろん、お店、店舗兼住宅、事務所や倉庫でもご契約いただけます。

共済金のお支払い基準

契約概要 注意喚起情報

- 損害・事故の内容により、損害共済金の算出方法は異なります。
- 損害共済金は、共済金額または損害額のいずれか低い額を限度として、お支払いします。
- 損害額には廃材処分費等は含まれません。
- 共済金は非課税です。

火災 落雷 盗難 車両の飛込み 破裂・爆発 騒じょう 航空機の墜落 風水雪ひょう害（商品）

損害共済金 ＝ 損害額 × 共済金額 ／ 共済の対象の評価額

（「商品」は罹災時の在庫高）

風水雪ひょう害（商品を除く）

損害共済金 ＝ 損害額 × 30% × 共済金額 ／ 共済の対象の評価額

※損害額10万円（税込）以上から支払い対象となります。

※風水雪特約のご契約で、損害額の最大100%まで補償が受けられます。詳しくは6・7ページをご覧ください。

地震（噴火、津波を含む）

①全損（損害割合70%以上） 損害共済金 ＝ 共済金額×10%

②半損（損害割合20%以上70%未満） 損害共済金 ＝ 共済金額× 5%

③一部損（損害割合3%以上20%未満） 損害共済金 一律1万円

※地震特約のご契約で、充実した補償が受けられます。詳しくは8・9ページをご覧ください。

注意喚起情報

損害額の限度額

風水雪ひょう害……「商品」の損害額は、2,000万円が限度となります。ただし、輸送途上の1回の事故については、1,000万円が限度となります。

盗難……「家具什器備品」および「商品」は、1回の事故において1品（1組）に生じた損害額は、10万円が限度となります。「商品」の損害額は、2,000万円が限度となります。

騒じょう……「商品」の損害額は、2,000万円が限度となります。

損害共済金の按分

被共済者全員の損害共済金の合計額が次の金額を超える場合は、按分した金額をお支払いいたします。

風水雪ひょう害（72時間以内の1回の災害）……「建物」「家具什器備品」「機械設備」「独立付属設備」「車両」1億2,000万円、「商品」2億円

地震（72時間以内の1回の災害）……「建物」「家具什器備品」「機械設備」「独立付属設備」「車両」「商品」3,600万円

損害共済金の免責額

盗難……「家具什器備品」5,000円、「商品」3万円

輸送途上による火災、風水雪ひょう害、落雷、盗難、車両の飛込み、破裂・爆発、騒じょう、航空機の墜落……「商品」3万円

商品の損害共済金の支払対象外事由

- 保管中、加工中の紛失、その他原因不明の数量不足（万引きを含む）
- 納入遅延による違約金や逸失利益 等
- 自然の消耗、カビ、腐敗、変色 等
- 荷造りの不完全、運送の遅延 等

損害共済金に加え、次の共済金をお支払いします

火災等臨時費用共済金

「火災」「落雷」「破裂・爆発」「航空機の墜落」「車両の飛込み」「騒じょう」の事故（輸送途上の事故を含む）による損害共済金が支払われる場合、次の金額を支払います。

(1)「建物」「独立付属設備」…… 損害共済金×6%

(2) (1)以外 …… 損害共済金×2%

※(1) (2)合計で400万円が限度となります。

傷害共済金

損害共済金が支払われる場合、個人契約は被共済者（同居の親族を含む）またはその従業員、法人契約は役員またはその従業員が死亡、傷害を受けたときは、次の金額を支払います。

(1)30日以内の死亡 …… 共済金額×10%

(2)重度の後遺障害 …… 共済金額× 5%

(3)全治1カ月以上の傷害…… 共済金額× 2%

※1回の事故につき総額50万円が限度となります。

見舞品をお贈りします

近火見舞品

共済の対象（契約口数の合計が100口以上）から半径50m以内で火災が発生し、直接、被害がなかった場合に近火見舞品をお贈りします。

※4,000円（税込）が限度となります。

契約概要 共済の内容をご理解いただくために必要な事項を記載しています。 注意喚起情報 契約に際して、ご契約者にとって不利益になる内容、特にご注意いただきたい内容などを記載しています。

風水雪特約



台風や豪雨で河川が氾濫するなど
自然災害が身近で起こっています。
被害にあったら心配です。

補償対象の災害 契約概要

風災



例）台風による強風で屋根が壊れ、建物や家財が被害を受けた。

水災



例）台風や豪雨による洪水や土砂崩れにより浸水し、建物や家財が被害を受けた。

雪災



例）豪雪による雪の重みで、屋根が壊れ、建物や家財が被害を受けた。

ひょう災



例）ひょうが降り、店舗のテントが破れる被害を受けた。

注意喚起情報

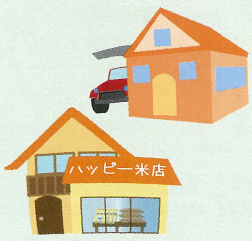
●共済の対象それぞれの損害額が10万円（税込）以上の場合に共済金支払対象となります。（損害額には廃材処分費等は含まれません。） ●1回の風水雪ひょう害による（72時間以内に生じた2回以上の風水雪ひょう害は1回とみなします。）全体の特約共済金総額は2億8千万円を上限とし、これを超える場合は按分します。 ●他の共済または保険にご契約がある場合、共済金が按分されることがあります。

共済の対象（共済金額の限度額） 契約概要

基本契約の共済金額と同額まで付帯できます。

建物

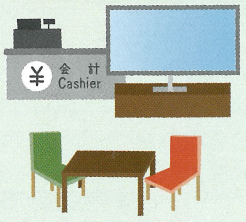
住宅物件、一般物件、倉庫物件、特殊物件



限度額 **6,000**万円

家具什器備品

家具、家電、衣類、寝具類、台所用品、店舗用品 等



限度額 **2,200**万円

機械設備

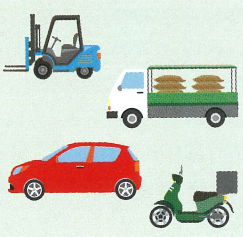
店舗、店舗兼住宅、精米工場内の精米機およびその関連機器 等



限度額 **1,000**万円

車両

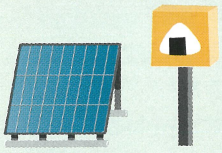
フォークリフト、自動車、原動機付自転車 等



限度額 **200**万円

独立付属設備

電飾看板、サインポール、灯油タンクの計量機、建物に設置していないソーラーシステム 等



1設備につき

限度額 **2,500**万円

※「商品」の補償については、P5「共済金のお支払い基準」をご覧ください。

●特約の掛金単価は、基本契約と同額です。 ●共済期間は、基本契約と同じ1年間です。途中で付帯する場合は、日割計算となります。 **契約概要**

大型の台風やゲリラ豪雨など、頻発する自然災害に備えるため、全額補償も可能な風水雪特約をおすすめします。

風水雪ひょう害による損害に対して、基本契約とあわせて損害額の最大100%の補償が受けられます。

共済金のお支払い基準

契約概要

風水雪特約 70% ＋ 基本契約 30% ≫ 合計 100%

風水雪特約でのお支払い

$$損害額 \times 70\% \times \frac{風水雪特約の共済金額}{共済の対象の評価額}$$

基本契約でのお支払い

$$損害額 \times 30\% \times \frac{共済の対象の共済金額}{共済の対象の評価額}$$

注意喚起情報

100%の補償を受けるには、共済の対象（建物、家具什器備品、独立付属設備、機械設備および車両）の評価額まで、ご契約いただくことが必要です。

具体的なお支払い例

契約内容

	風水雪特約	基本契約
建物	3,000万円	3,000万円
家具什器備品	1,500万円	1,500万円

建物	家具什器備品
2階建 200㎡	世帯主55歳
鉄骨造・一般物件	家族4人
評価額 3,000万円	評価額 1,500万円



店舗兼住宅

事故内容

建物……台風で屋根が壊れ、天井から水漏れによる内壁の損害
家具什器備品……タンス、家庭用エアコンの損害

損害見積額

建物……屋根・天井・内壁 300万円
家具什器備品……タンス・家庭用エアコン 100万円
合計 400万円

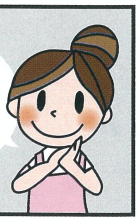
お支払い額

		評価額に見合った契約をした場合	評価額の半分だけ契約をした場合
風水雪特約	建物	300万円 × 70% × 3,000万円/3,000万円 = 210万円	300万円 × 70% × 1,500万円/3,000万円 = 105万円
	家具什器備品	100万円 × 70% × 1,500万円/1,500万円 = 70万円	100万円 × 70% × 750万円/1,500万円 = 35万円
基本契約	建物	300万円 × 30% × 3,000万円/3,000万円 = 90万円	300万円 × 30% × 1,500万円/3,000万円 = 45万円
	家具什器備品	100万円 × 30% × 1,500万円/1,500万円 = 30万円	100万円 × 30% × 750万円/1,500万円 = 15万円
		評価額に見合った契約 特約付帯で100%のお支払い！ 合計 400万円	評価額に見合ってない契約 50%のお支払い 合計 200万円

コラム

台風や豪雨に備える！

日本の年平均気温は、100年あたり1.19℃の割合で上昇しています。
また、猛烈な雨（1時間降水量80mm以上の雨）の年間発生回数も増加しています。
地球温暖化の進行に伴って、大雨や短時間に降る強い雨の頻度はさらに増加すると予測されており、台風や豪雨による風水害・土砂災害発生リスクが高まっています。
出典：内閣府「水害・地震から我が家を守る保険・共済加入のすすめ」より



契約概要 共済の内容をご理解いただくために必要な事項を記載しています。 注意喚起情報 契約に際して、ご契約者にとって不利益になる内容、特にご注意いただきたい内容などを記載しています。

地震特約



地震大国「日本」、
他人事とは思えません。
もう住めないでは困ります。

補償対象の災害 契約概要

地震

例）地震により、建物が倒壊する被害を受けた。



津波



例）津波により、建物や家財が流出する被害を受けた。

噴火

例）噴火による火砕流により、建物が焼失する被害を受けた。



地震による火災

例）地震により、火災が発生し、建物が焼失する被害を受けた。



注意喚起情報

●共済の対象それぞれの損害割合20%未満の損害については、対象となりません。（損害割合3%以上の損害については、基本契約部分が対象となります。） ●1回の地震による（同一被災地域で72時間以内に生じた2回以上の地震等は1回とみなします。）全体の共済金総額は10億円を上限とし、これを超える場合は按分します。 ●他の共済または保険にご契約がある場合、共済金が按分されることがあります。 ●地震等に起因して発生した火災による損害は、地震による損害とします。

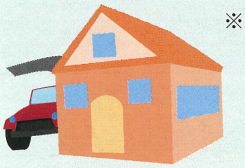
共済の対象（共済金額の限度額） 契約概要

基本契約の共済金額の50%まで付帯できます。

建物

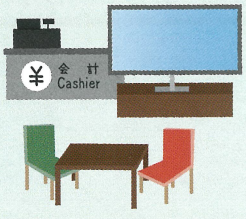
住宅物件、一般物件、倉庫物件

※特殊物件はご契約できません。



限度額 3,000万円

家具什器備品

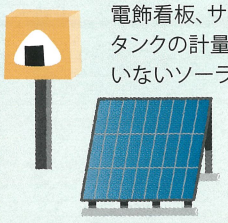


家具、家電、衣類、寝具類、台所用品、店舗用品 等

限度額 1,100万円

独立付属設備

電飾看板、サインポール、灯油タンクの計量機、建物に設置していないソーラーシステム 等



1設備につき

限度額 1,250万円

一般物件（店舗・倉庫等）や家具什器備品（営業用含む）もご契約いただけます。

●特約の掛金単価は、基本契約と同額です。 ●共済期間は、基本契約と同じ1年間です。途中で付帯する場合は、日割計算となります。 **契約概要**

地震特約の共済掛金は、地震保険料控除の対象となりません。 **注意喚起情報**

A 地震を原因とする火災、津波や地すべりによる家屋の倒壊など、地震による大きな損害に備える地震特約をおすすめします。

共済金のお支払い基準

契約概要

損害の程度（割合）	地震特約でのお支払い	基本契約でのお支払い
全　損（70%以上）	特約共済金額の全額	基本共済金額×10%
半　損（20%以上70%未満）	特約共済金額の50%	基本共済金額×　5%
一部損（3%以上20%未満）	対象外	1万円

※損害額限度でのお支払いとなります。

具体的なお支払い例

契約内容

	地震特約	基本契約
建物	1,250万円	2,500万円
家具什器備品	600万円	1,200万円

建物
2階建 179㎡
木造モルタル・住宅物件
評価額 2,500万円

家具什器備品
世帯主43歳
家族2人
評価額 1,200万円



専用住宅

事故内容

建物・家具什器備品
地震により火災が発生し、建物と家財が全焼してしまった。

事故査定

全損（70%以上）

お支払い額

	地震特約		基本契約		合計
建物	1,250万円	＋	250万円	＝	1,500万円
家具什器備品	600万円		120万円		720万円
	計1,850万円		計370万円		計2,220万円

コラム 地震DATA

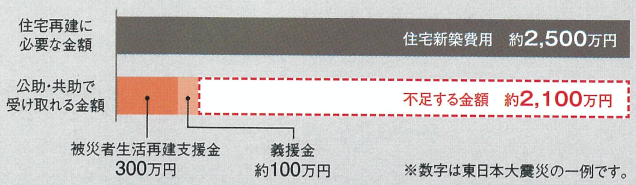
近い将来に発生が予測されている大規模地震には、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、中部圏・近畿圏直下地震があります。
そのなかでも、関東から九州の広い範囲で強い揺れと高い津波が発生するとされる南海トラフ地震と首都中枢機能への影響が懸念される首都直下地震は、今後30年以内に発生する確率が70%と高い数字で予想されています。



出典：内閣府「水害・地震から我が家を守る保険・共済加入のすすめ」より

「全壊」被害からの住宅再建にはこれだけお金がかかる

東日本大震災で全壊被害に遭った住宅の新築費用は、平均して約2,500万円で、それに対して公的支援として受給できるのは、善意による義援金をあわせても約400万円にとどまりました。今後発生が危惧されている南海トラフ巨大地震では、推定全壊住宅は 約238.6万棟 となり、東日本大震災の約20倍になるとされています。



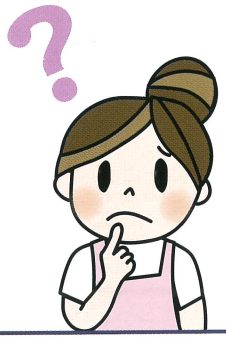
※数字は東日本大震災の一例です。

これだけでなく、家財や引越費用など住宅・生活の再建には他にもお金はかかります。

●「半壊」世帯には、災害救助法に基づき、57.4万円を限度として市町村が応急修理を行います。
●災害復興住宅融資制度による低利融資は、「一部損壊」でも受けられます。



ご契約について



うちの建物と家財の共済掛金はいくらになるのかしら？

右のご契約例を参考にしてください。

❶ 建物の評価額を計算します。契約口数を出します。

建物の評価額　次の単価額（㎡あたり）でご契約ください。

構造名	住宅物件（専用住宅）	一般（店舗・店舗兼住宅等）・特殊物件	倉庫物件
鉄筋コンクリート（RC）	19万円	19万円	13万円
鉄骨造（ALC）		15万円	11万円
木造モルタル	14万円	14万円	10万円
木造			

❷ 家具什器備品（家財）の目安額を年齢と家族の人数で決めます。契約口数を出します。

家具什器備品の目安額　次の額を目安としてご契約ください。

世帯主年齢	家族構成				
	単身	2人	3人	4人	5人
25歳前後	300万円	500万円	600万円	700万円	800万円
30歳代	500万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円	1,300万円
40歳代	600万円	1,200万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円
50歳以上	700万円	1,400万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円

※世帯主の年齢と家族構成を参考にご契約ください。

❸ 契約口数と下の共済掛金単価をかけると年間掛金がわかります。

共済掛金単価　共済金額が10万円（1口）あたりの年間共済掛金単価です。

共済の対象	構造名	住宅物件	一般・倉庫物件	特殊物件
建物 独立付属設備 家具什器備品 商品 機械設備	鉄筋コンクリート（RC）	45円	45円	470円
	鉄骨造（ALC）	45円	130円	
	木造モルタル	90円	140円	
	木造	160円	210円	
車両		210円		

※基本契約・風水雪特約・地震特約いずれも掛金単価は同額です。

共済掛金の詳細なシミュレーションはこちら

契約概要

共済期間および補償の開始

共済期間は1年です。
補償の開始は共済証書に記載された共済期間の初日（0時）から始まり末日（24時）に終了します。

掛金の払込方法

共済掛金は一括払いとし、次の①～③の方法にて払込みください。
① 契約者様のご指定の金融機関の口座から振替させていただきます。
② 全米販または取扱窓口の指定口座へご送金いただきます。
③ 取扱窓口の担当者の集金時に現金でお支払いいただきます。

掛金のお見積りは簡単に計算できます。

掛金の計算 ❶評価額の計算 » ❷家具什器備品の目安額を参照 » ❸契約口数を決める » 年間の共済掛金

▼簡単見積もりはこちら▼

ご契約例

ご主人（世帯主）48歳・3人家族
木造モルタル・住宅物件・延床面積100㎡

❶建物の必要補償額・契約口数は…

建物の構造は？
建物の延床面積は？

14万円 × 100㎡ ＝ 1,400万円
1,400万円 ÷ 10万円 ＝ 140口

❷家財の必要補償額・契約口数は…

世帯人数は？ …… 3人
世帯主の年齢は？ …… 48歳

1,300万円 ÷ 10万円 ＝ 130口

❸年間共済掛金は…

建物 140口 × 90円 ＝ 12,600円
家財 130口 × 90円 ＝ 11,700円

合計 24,300円

注意喚起情報

ご契約時のご注意

●告知義務について
共済契約の締結に際して、全米販にご提出いただく「共済契約申込書」等に記載する必要事項は、事実に基づいた正確な内容をご記入ください。事実と反する内容があった場合、共済金をお支払いできないことがあります。

ご契約後のご注意

●通知義務について
共済契約の締結後に「共済証書」に記載された内容に変更が生じた場合は、直ちにその旨を全米販にご連絡ください。ご連絡がない場合、共済金をお支払いできないことがあります。

●共済契約の無効となる場合について
共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合は、この共済契約は無効となります。共済掛金の返金はありません。

●契約の取消となる場合について
共済契約の締結の際、共済契約者または被共済者に詐欺または強迫の行為があった場合は、全米販はこの共済契約を取り消すことができます。共済掛金の返金はありません。

●超過共済契約による一部取消ができる場合について
共済契約の締結の際、契約した共済金額が共済対象の評価額を超えていたときは、共済契約者または被共済者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、共済契約者は、その超過部分について、共済契約を取り消すことができます。共済掛金は返金いたします。

●契約の解除となる場合について
全米販は、次のいずれかに該当した場合は、共済契約を解除することができます。共済掛金の返金はありません。
(1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を生じさせまたは生じさせようとした場合
(2) 共済金受取人が、共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
(3) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が次のアからオに該当した場合
ア.暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当すると認められること
イ.反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
ウ.反社会的勢力を不当に利用していると認められること
エ.共済契約者または共済受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
オ.その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(4) 共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する全米販の信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大事由が発生した場合
全米販は、前項の解除が、損害発生後の場合であっても、事実が発生した時から解除された時までに発生した損害については、損害共済金、火災等臨時費用共済金および傷害共済金を支払いません。なお、既にこれらの共済金を支払っていた場合は、返還を請求することがあります。

●契約の失効となる場合について
次のいずれかの事実が生じた場合は、当該共済の対象に係る共済契約は失効します。
(1) 共済の対象の全部が滅失した場合　(2) 共済の対象が譲渡された場合
(3) 口座振替による共済契約の更新時、残高不足等で再振替（2回目）ができなかった場合

●共済金のお支払いができない主な損害について
次に掲げる事由によって生じた損害には、共済金のお支払いができません。
・共済契約者、被共済者（これらの同居の親族を含みます。）、法人にあってはその役職員等による故意または重大な過失もしくは法令違反による損害
・戦争、暴動による損害、核燃料物質に起因する損害または傷害、またこれらの事由により延焼もしくは拡大して生じた損害
・事故発生から3年間、共済金の請求をしなかった場合の損害
・共済の対象の欠陥および経年劣化による損害
・第三者による生じた損害で、賠償金を取得した損害はその相当額の損害

個人情報の取り扱いについて

全米販では、組合員・契約者から収集した個人情報を必要の範囲で、次の目的に利用します。

①共済契約の締結、契約維持管理
②共済事故の共済金支払い
③共済の案内・サービス
④全米販が行う他の事業による商品・サービス
⑤適正かつ円滑に共済金を支払うために委託した損害調査会社及び提携する保険会社に対する連絡等

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

相談・苦情のお申し出先について

全米販共済では、契約者の皆様が安心して共済事業をご利用いただけるよう日頃より取り組んでおります。契約にかかる相談や苦情等があれば、お問合せ先の「全国米穀販売事業共済協同組合共済部」までご連絡ください。

裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして全米販で解決に至らなかった場合は、次の第三者機関「東京弁護士会紛争解決センター」をご利用いただくことができます。

▶ 東京弁護士会紛争解決センター
TEL：03-3581-0031　受付時間／月～金（祝祭日を除く）9:30～12:00、13:00～15:00

普通火災共済約款

このパンフレットは、すべての情報を記載しているものではないため、詳しくお知りになりたい方は、普通火災共済約款をご覧ください。

全国食糧流通事業協同組合（全流協）について

全流協は、食糧流通に携わる事業者に対する情報提供や全米販が行う共済・保険制度の利用を通して、経営リスクを回避し、経営基盤を強固にすることを目的に2008年9月に設立された事業協同組合です。食糧流通事業者の方であれば、全流協にご加入（出資金1口100円）でき、全米販が行う共済・保険制度をご利用いただけます。詳しくは、全流協のホームページをご覧ください。

▶ http://www.zenryukyo.com/
（事務局：全米販共済部内）



災害にあったら・・・　お早めに取扱窓口または全米販までご連絡ください。

企業の経営・ご家族の暮らしをお守りする多彩な共済

生命共済
死亡、ケガによる入院等、ご家族の生活をバックアップします。最高1,400万円保障

業務災害共済
商品を配達中、工場内で作業中等、業務に携わっているときの事故による死亡、後遺障害または入院・通院を補償

ＰＬ共済
精米・炊飯・販売した商品の欠陥が原因で他人の身体や財物に損害を与えた場合、法律上の賠償責任を補償

医療保障共済
ケガや病気による入院・手術に備え、1日最高10,000円の共済金を最大180日（通算1,000日）保障

全米販共済に関するご質問については、お取引のある取扱窓口または全米販共済部までお気軽にお問合せください。

お問合せ先

取扱窓口

全国米穀販売事業共済協同組合 共済部
Rice J.（全米販）▶ https://www.zenbeihan.com/
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-15
TEL：03-4334-2140　FAX：03-4334-2147
E-mail：kyohsai@zenbeihan.com
全米販のHPはこちら
0120-229-579
フリーダイヤルの受付時間　月～金（祝祭日を除く）10:00～12:00、13:00～16:00

2020年1月度版（全米販は2021年3月26日で70年を迎えます。）